

# ご契約のしおり(抜粋)

契約概要……………P1

注意喚起情報……………P4

ご契約のしおり(抜粋)……………P6

## ご契約に際しての重要事項 契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。この「契約概要」のほか、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり(抜粋)」についてもご確認ください。詳細につきましては、お申込み後に送付する「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。お申込みにあたって「ご契約のしおり」「約款」の送付を希望される場合は、メディケア生命コールセンター(0120-315056)までご連絡ください。お客さまがご検討中のプランに該当しない内容もございます。ご不明な点などについては、メディケア生命コールセンターまでお問い合わせください。

## メディフィット医療定期(正式名称:医療定期保険(無解約返戻金型))

### 1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-315056
- ホームページ：[メディケア生命](http://www.medicarelife.com/)  http://www.medicarelife.com/

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

### 2 商品の特徴は以下のとおりです。

- 一定の期間、傷害や疾病による所定の入院・手術などを保障する医療保険です。がんによる入院は支払日数無制限で保障します。
- 特約を付加することにより、先進医療への備えを充実させることもできます。
- 解約返戻金や死亡保険金をなくし、お求めになりやすい保険料としております。
- 保険契約は更新されます。

### 3 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は以下のとおりです。

保険期間・保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路 <sup>※1</sup>
10年	月払い	クレジットカード扱い

※1 クレジットカード扱いは月払いのみのお取扱いのため、ご加入後に保険料払込回数を年払い・半年払いに変更される場合は、保険料払込経路は口座振替扱いとなります。

\*電磁的方法によるお申込みの場合には、お申込みの際の保険料払込回数が制限されることがあります。

\*保険料払込回数が年払い・半年払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。

●契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

## 個人情報の取扱いについての確認事項

### 1 お客さまの個人情報に関する取扱いについて

当社は、当社または当社委託の募集代理店を通じて取得したお客さまの個人情報を以下の目的達成に必要な範囲で取り扱います。保健医療など特に取扱いに注意を要する個人情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されており、保険業の適切な運営を確保するため業務上必要な範囲で取り扱います。

<個人情報の利用目的>

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

ただし、マイナンバー(個人番号)につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

- ・保険取引に関する支払調書作成事務
- ・報酬、料金等の支払調書作成事務
- ・その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等

### 2 個人情報の共同利用について

当社は、当社グループ会社との間で、別途記載の「個人情報の利用目的」の範囲で個人データを共同利用することがあります。詳細は、当社ホームページ「個人情報保護に関する基本方針」をご確認ください。

### 3 再保険について

当社では、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、契約内容、健康状態および診断書類等、当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

### 4 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」<sup>※1</sup>について

当社は、一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を協会に登録しております。協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、前述の目的のため利用されることがあります。

### 5 「支払査定時照会制度」<sup>※1</sup>について

当社は、一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます)、協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは取消しの判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」<sup>※1</sup>に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」<sup>※1</sup>に基づき、【1】被保険者の氏名、生年月日、性別、住所【2】保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)【3】保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、協会を通じて、照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。

※1 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、[一般社団法人生命保険協会ホームページ](http://www.seiho.or.jp/) (<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

\*本文中の「当社」はメディケア生命を指します。

<募集代理店>

<引受保険会社>

**メディケア生命保険株式会社**  
住友生命グループ

〒135-0033  
東京都江東区深川1-11-12  
(メディケア生命コールセンター)

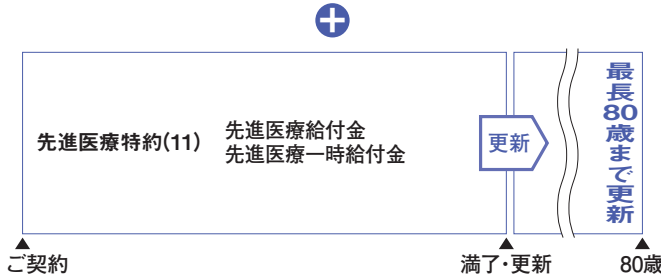
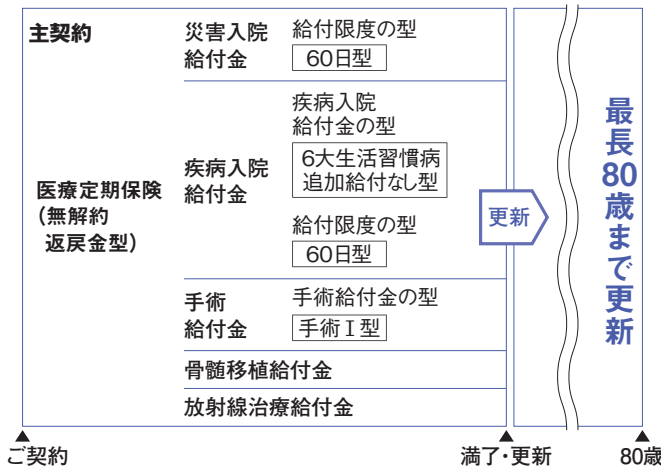
**☎0120-315056**

<http://www.medicarelife.com/>

30-M330-106-16082279 (2016.8.3)

2016年8月

### 4 仕組みについて



### 【ご契約例】

契約年齢	: 25歳、男性の場合(計算基準日:2016年8月1日)
保険期間・保険料払込期間	: 10年
保険料払込回数	: 月払い
主契約	: 1日につき5,000円
先進医療特約(11)	: 付加
月払保険料	: <b>主契約 / 780円、先進医療特約(11) / 110円、合計保険料 / 890円</b>

更新到来時期は35歳で、その後も最長80歳まで更新されます。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超えるときは、更新後の保険期間は80歳となる年単位の契約応当日の前日までの保険期間に短縮して更新されます。

35歳の更新時における更新後の月払保険料は、**主契約 / 930円、先進医療特約(11) / 110円、合計保険料 / 1,040円**です。更新後の保険料は、この保険を更新前と同じ給付金額・保険期間で1回だけ更新したものと計算しています。

更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

\*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時<sup>※2</sup>または告知が行われた時<sup>※3</sup>のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の【ご契約の保障が開始される時期について】[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり(抜粋)」の【責任開始期について】をご確認ください。

\*お申し込みいただく保険契約の主契約および特約の給付金額・保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

※2 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※3 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

**5 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。**

**医療定期保険(無解約返戻金型)(主契約)**

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。
疾病入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。がんにより入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。
手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けたとき	【入院中の手術】基本給付金額×10倍 【外来の手術】基本給付金額×5倍	通算限度なし
骨髄移植給付金	疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし
放射線治療給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし 60日に1回のお支払限度

\*基本給付金額とは、主契約の手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。

**主契約における各給付の共通事項について**

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病により入院され、または手術、骨髄移植術もしくは放射線治療を受けた場合は、給付金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。

**災害入院給付金および疾病入院給付金について**

- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 入院の原因を問わず、災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金、疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。

**手術給付金について**

- 手術給付金のお支払金額を算出する倍率は、下表のとおりです。

入院中に受けられた手術	基本給付金額×10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額×5倍

\*基本給付金額とは、主契約の手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。

- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。この場合、最も手術給付金のお支払額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日によりのみ手術を受けられたものとみなします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、手術を受けられた日から60日間については、最も手術給付金のお支払額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。

**⚠️ご注意**

**<各給付金共通>**

- 災害入院給付金・疾病入院給付金のお支払理由が同一の日に重複した場合でも、重複してお支払いしません。
- 災害入院給付金・疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金または放射線治療給付金のうち、同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

**<手術給付金について>**

- 以下の手術はお支払いの対象となりません。
  - ・傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
  - ・切開術(皮膚、鼓膜) ・抜歯手術
  - ・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・異物除去(外耳、鼻腔内)
  - ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
  - ・魚の目、タコ手術後縫合(鶏眼・胼胝切除後縫合)

**<骨髄移植給付金について>**

- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺については骨髄移植給付金のお支払いの対象となりません。

**<放射線治療給付金について>**

- 放射線治療給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 血液照射は放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。(被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血血液に対して放射線照射を行うものであるためです。)

**6 特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。**

**先進医療特約(11)**

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円まで
先進医療一時給付金		5万円	

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病により先進医療による療養を受けられた場合は、給付金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。

**⚠️ご注意**

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金・先進医療一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
- 先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり(抜粋)」をご確認ください。

**7 保険料のお払込免除については以下のとおりです。**

- 所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

**8 配当金・満期保険金はありません。**

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

**9 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。**

- 解約返戻金や死亡保険金はありません。主契約に付加された特約についても、解約返戻金や死亡保険金はありません。(解約返戻金や死亡保険金をなくし、お求めになりやすい保険料としております。)

**10 法令などの改正に伴うお支払理由の変更については以下のとおりです。**

- メディケア生命は、医科診療報酬点数表の改正により手術料の算定対象として定められている手術の種類が変更される場合など、主契約および特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金、放射線治療給付金、先進医療給付金または先進医療一時給付金のお支払理由を変更することがあります。

**11 受取人と代理請求制度については以下のとおりです。**

- この保険の給付金などの受取人は被保険者となります。被保険者が給付金などをご請求できないメディケア生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定された指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

**12 生命保険募集人については以下のとおりです。**

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

**<メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス>**



**24時間電話健康相談サービス**



**セカンドオピニオンサービス**

提供:ティーベック株式会社

- このサービスは、2016年7月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止する場合があります。
- 詳しくはメディケア生命ホームページ(<http://www.medicarelife.com/>)をご覧くださいか、またはメディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)にお問い合わせください。







**責任開始期に関する特約が付加されない場合**

●責任開始期に関する特約が付加されない場合、第1回保険料充当金のお払込みが完了しており、かつ、ご契約のお引受けをメディケア生命が承諾したときは、第1回保険料充当金のお払込みが完了した時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。

**第1回保険料充当金のお払込みが完了した時とは**

- 第1回保険料充当金が金融機関などのメディケア生命の指定する口座への送金により払い込まれた場合は、口座に着金した時となります。
- 第1回保険料充当金が金融機関などの口座振替により払い込まれた場合は、口座からの振替が完了した時となります。
- 第1回保険料充当金がクレジットカードで払い込まれた場合は、メディケア生命がクレジットカードに関する情報を受け付け、指定カードが有効であることおよび第1回保険料が利用限度額内であることなどの確認が完了した時となります。

**7 給付金などをお支払いできない場合について**

- 以下のいずれかに該当するときは、給付金などをお支払いできません。

**①お支払理由に該当しない場合**

- 給付金などは、約款に定めるお支払理由に該当しない場合にはお支払いできません。

給付金などの名称	お支払理由などに該当しない例
災害入院給付金 疾病入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院日数が約款に定める継続した1回の入院に対する支払限度日数または通算支払限度日数を越えた部分(がんによる入院については、1回の入院のお支払限度および通算限度を超えてお支払いします。)</li> <li>入院先が約款に定める医療機関ではない場合</li> <li>傷害または疾病の治療を目的としていない場合(人間ドックなどが該当例です。)</li> </ul>
手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>医科診療報酬点数表において手術料の算定対象とならない場合(持続的胸腔ドレーナージや胃持続ドレーナージなどが該当例です。(2016年7月現在の制度によります。))</li> <li>お支払いの対象外となる手術<sup>*1</sup>を受けられた場合</li> <li>※1 お支払いの対象外となる手術については「<b>契約概要</b>」の「<b>手術給付金について</b>」をご参照ください。</li> </ul>
骨髄移植給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドナー(骨髄提供者)の「移植骨髄穿刺」</li> </ul>
放射線治療給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線治療給付金が支払われる直前の放射線治療の日からその日を含めて60日以内に放射線治療を受けられた場合</li> <li>輸血血液に対する「血液照射」</li> </ul>
先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省告示に基づいて厚生労働大臣が定める先進医療による療養に該当しない場合</li> <li>先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において療養を受けられた場合</li> <li>医療機関などの負担により、先進医療にかかわる技術料(被保険者の自己負担額)が0円の場合</li> </ul>
先進医療一時給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省告示に基づいて厚生労働大臣が定める先進医療による療養に該当しない場合</li> <li>先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において療養を受けられた場合</li> <li>医療機関などの負担により、先進医療にかかわる技術料(被保険者の自己負担額)が0円の場合</li> <li>先進医療一時給付金が支払われる直前の療養の日からその日を含めて60日以内に療養を受けられた場合</li> <li>※同一の先進医療を、60日を超えて受療された場合は1回のみお支払いします。(同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。)</li> </ul>

**②免責事由に該当する場合**

- 給付金などは、お支払理由や保険料のお払込免除の理由に該当されていても、免責事由に該当されたときはお支払いできません。

給付金などの名称	約款に定める免責事由
災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金 骨髄移植給付金 放射線治療給付金 入院一時給付金 通院治療給付金 通院治療一時給付金 先進医療給付金 先進医療一時給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者またはご契約者の故意または重大な過失</li> <li>被保険者の犯罪行為</li> <li>被保険者の薬物依存</li> <li>被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</li> <li>被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)<sup>※2</sup></li> <li>※2 先進医療給付金・先進医療一時給付金を除きます。</li> <li>戦争その他の変乱、地震、噴火または津波</li> </ul>
所定の高度障害状態に該当したことによる保険料払込免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者またはご契約者の故意</li> <li>被保険者の犯罪行為</li> <li>戦争その他の変乱</li> </ul>
所定の障害状態に該当したことによる保険料払込免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者またはご契約者の故意または重大な過失</li> <li>被保険者の犯罪行為</li> <li>被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</li> <li>被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>戦争その他の変乱、地震、噴火または津波</li> </ul>

**③責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合**

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因とする場合は、原則として給付金などをお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。

**④告知義務違反による解除の場合**

- 告知していただいた内容が事実と相違していたため、ご契約が解除された場合、給付金などのお支払理由が発生していてもお支払いはできません。(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)

**⑤第1回保険料が払い込まれないまま猶予期間が満了したことによる無効の場合**

- 第1回保険料が保険料払込みの猶予期間内に払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などをお支払いしません。

**⑥ご契約が失効した場合**

- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間(失効している間)に給付金などのお支払理由が発生しても給付金などをお支払うことはできません。

**⑦詐欺による取消しや不法取得目的による無効の場合**

- ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結または復活が行われた場合には、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料は払い戻しません。
- ご契約者が給付金などを不法に取得する目的または他人に給付金などを不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料は払い戻しません。

**⑧重大事由による解除の場合**

- 重大事由に該当しご契約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払理由による給付金などのお支払いはできません。

**重大事由とは**

- 重大事由とは、以下の①～④のことをいいます。
  - ①ご契約者、被保険者または死亡返還金受取人などがご契約の給付金などを詐取る目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき
  - ②給付金などの請求に関し、その給付金などの受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
  - ③ご契約者、被保険者または死亡返還金受取人などが暴力団関係者、その他の反社会的勢力<sup>※1</sup>に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>※2</sup>を有していると認められるとき
    - ※1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
    - ※2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、ご契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
  - ④上記①②③の他、ご契約者、被保険者または死亡返還金受取人などに対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき
- ※①～④の重大事由の発生以後に給付金などのお支払理由が生じたときは、メディケア生命は給付金などのお支払いを行いません。また、すでに給付金などをお支払いしていたときは、その返還を請求します。

**8 ご契約に際して**

- ご契約者、被保険者、受取人の関係や給付金額などによっては、ご契約をお引き受けできないことがありますので、あらかじめご了承ください。

**9 その他の諸手続きについて**

**更新<sup>※3</sup>について**

- ※3 保険期間が年数により定められている保険契約(年満了の保険契約)に限ります。

- 保険期間が満了しても、継続されない旨のお申出がない限り、ご契約は所定の期間、更新されます。(診査や告知は不要です。)
- 入院日数や告知義務違反による解除のときの期間の計算などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとします。
- 更新後は、更新日時時点の約款が適用され、保険料は更新日時時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算されます。通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
  - 更新時にご契約が保険料払込免除のお取扱いをしている場合は、更新後のご契約についても保険料払込免除のお取扱いをします。
  - 更新時にメディケア生命がこの保険・特約の締結を取り扱っていない場合は、ご契約・特約は更新されません。この場合、お申出がない限り、更新のお取扱いに準じて他の所定のご契約・特約を締結します。
  - 更新のご案内には保険期間満了前の所定の時期にいたします。更新を希望されない場合は、保険期間満了の日の2か月前までにその旨をお申し出いただき、メディケア生命所定の書類をご提出ください。
- ※**保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳以上となる場合は、更新されません。**

<更新後の保険期間>

- 更新前の保険期間と同一とします。
- ※**更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超えるときは、更新後の保険期間は80歳となる年単位の契約当日の前日までの保険期間に短縮して更新されます。**

<更新後の給付金額>

- 更新前と同一とします。
- なお、すでに給付がある場合、支払日数などを通算します。
- 特別条件が付けられているご契約の更新のお取扱い
  - ・特別条件が特定部位不支払方法で不支払期間経過後の場合、更新後は特定部位不支払方法は適用されません。
  - ・特別条件が特定高度障害状態不支払方法の場合、更新前と同一の条件で更新されます。